

租税特別措置法等（所得税の金融税制関係）の改正

目 次	
一 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正……………64	五 定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収制度等の改正……………78
二 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正……………65	六 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の改正……………80
三 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の創設……………72	七 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の改正……………80
四 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の改正……………76	八 公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止……………91

一 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間に次に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、その上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、株式等に係る譲渡所得等の金額のうちその上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として定められた一定の金額（以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）に対し課する所得税の額は、株式等の譲渡所得の課税の特例（措法37の10①）による15%（他に個人住民税5%）の税率によらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（各種所得控除後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいいます。）の7%（他に個人住民税3%）に相当する額とされてきました（旧措法37の11①）。

① 証券業者、銀行又は協同組織金融機関への売委託により行う上場株式等の譲渡

- ② 証券業者に対する上場株式等の譲渡
- ③ 登録金融機関又は投資信託委託業者に対する上場株式等の譲渡
- ④ 法人の合併、分割、減資、残余財産の分配、株式の消却、自己株式の取得、法人からの退社・脱退等の事由により生ずる上場株式等の譲渡の対価とみなされる金額に対応する権利の移転又は消滅
- ⑤ 発行法人に対する端株又は単位未満株式の買取請求に基づく上場株式等の譲渡

2 改正の内容

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成16年法律第165号）の制定により、登録郵政公社が証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を開始することを踏まえ、この優遇税率の適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲に登録郵政公社に対する上場株式等の譲渡（同法第2条第4項第5号の規定に該当するものに限ります。）が追加されました（措法37の11①）

三）。

（注）「登録郵政公社」とは、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の規定により証券取引法第65条の2第1項の登録を受けた日本郵政公社をいいます。

「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第2条第4項第5号の規定に該当するもの」とは、登録郵政公社が証券

投資信託の受益証券について募集の取扱いを行った場合に、登録郵政公社が行うその証券投資信託の受益証券の買付けをいいます。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成17年10月1日以後に行う上場株式等の譲渡について適用し、個人が平成17年9月30日以前に行った上場株式等の譲渡については、従前どおりとされます（改正法附則23）。

二 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正

1 改正前の制度の概要

（1）特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例

① 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、特定口座に上場株式等保管委託契約に基づき保管の委託がされている上場株式等（以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。）の譲渡をした場合には、その居住者等が有するそれぞれの特定口座ごとに、その特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得とその特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得とを区分して、これらの金額を計算することとされています（措法37の11の3①、措令25の10の2①前段）。

② この「特定口座」とは、居住者等が、上記①又は次の(2)の所得金額の区分計算の適用を受けるため、証券業者等の営業所（国内にあるものに限り、）に、その口座の名称、その証券業者等の営業所の名称及び所在地、その口座に設ける勘定の種類、その口座に保管の委託がされている上場株式等の譲渡及びその口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は

雑所得の金額の計算につき上記①又は次の(2)の所得金額の区分計算の適用を受ける旨その他の一定の事項を記載した届出書（特定口座開設届出書）を提出して、その証券業者等との間で締結した上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約に基づき設定された上場株式等の保管の委託又は上場株式等の信用取引等に係る口座をいいます（措法37の11の3③一）。

③ 上記②の「上場株式等保管委託契約」とは、上記①の所得金額の区分計算の適用を受けるために居住者等が証券業者等と締結した上場株式等の保管の委託に係る契約で、その契約書において次の事項が定められているものをいいます（措法37の11の3③二、措令25の10の2④）。

イ 上場株式等の保管の委託はその保管の委託に係る口座に設けられた特定保管勘定において行うこと。

ロ その特定保管勘定においてはその居住者等の次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

(イ) 特定口座開設届出書の提出後に、その証券業者等への買付けの委託等により取得をした上場株式等又はその証券業者等から取得をした上場株式等で、その取得後直ちにその口座に受け入れるもの

(ロ) その証券業者等以外の証券業者に開設さ

- れているその居住者等の特定口座（以下「他の特定口座」といいます。）から、当該他の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部又は一部の移管がされる場合のその移管がされる上場株式等
- (イ) 贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した上場株式等で同一の証券業者に開設された被相続人等の特定口座（相続等口座）から相続人等の特定口座に移管（一部移管の場合には、同一銘柄の上場株式等がすべて移管される場合に限ります。）がされるもの
- (ロ) 贈与、相続又は遺贈により取得した上場株式等で異なる証券業者等に開設された被相続人等の特定口座（相続等口座）から相続人等の特定口座に移管（一部移管の場合には、同一銘柄の上場株式等がすべて移管される場合に限ります。）がされるもの
- (ハ) 特定口座内保管上場株式等につき株式分割・併合、一定の合併、一定の分割型分割、一定の株式交換等により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保管振替法」といいます。）の顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの
- (ニ) 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権（従来の転換社債の転換権を含みます。）又は新株の引受権の行使により取得する株式で、特定口座への受入れを保管振替法の顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの
- (ホ) その特定口座を開設する証券業者等に開設されている口座においてその証券業者等の行う有価証券の募集により、又はその証券業者等から取得をした上場株式等償還特約付社債（いわゆるEB債）でその取得後引き続きその口座において保管の委託がされているものの償還により取得する上場株式等
- (ヘ) その特定口座を開設する証券業者等に開設されている口座において行った有価証券オプション取引による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等
- (ニ) 出国口座において保管されている一定の上場株式等で、出国口座内保管上場株式等移管依頼書を提出したことによるその出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの
- (イ) その他一定の上場株式等
- ハ 特定口座内保管上場株式等の譲渡はその証券業者等に対する売委託等の方法により行うことその他一定の事項が定められていること。
- (2) 信用取引等に係る上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例**
- 上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、それぞれの特定口座ごとに、その特定口座に係る信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得又は雑所得とその信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得又は雑所得とを区分して、これらの金額を計算することとされています（措法37の11の3②、措令25の10の2③）。
- ## 2 改正の内容
- 特定口座制度は、平成14年度の税制改正による創設後、これまでの税制改正において投資家の利便性の向上に資するための改正が行われてきたところですが、平成17年度の税制改正においても、引き続き、投資家の利便性の向上に配慮し、簡素で分かりやすい税制を構築する等の観点から、次のような改正が行なわれました。
- (1) 特定口座の取扱者の範囲の拡充**
- 優遇税率（措法37の11①）の適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲に登録郵政公社に対する公募株式等証券投資信託の受益証券の譲渡を追加す

ること（上記一 2 参照）に伴い、特定口座の取扱者の範囲に登録郵政公社が追加されました（措法37の11の3③一）。

(2) 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡充

特定口座に受け入れることができる上記 1 (1)③ の上場株式等の範囲に、居住者等が特定口座内保管上場株式等を特定口座を開設している証券業者に貸し付けた場合における貸付契約に基づき返還される上場株式等で、特定口座への受入れを保管振替法に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法により行うものが追加されました（措令25の10の2⑭十三）。

(注 1) 上記の「貸付契約」とは、貸し付けた特定口座内保管上場株式等が特定口座から保管振替法に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法により証券業者の口座に振り替えられ、かつ、貸付期間終了後直ちに返還される当該貸し付けた特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の上場株式等のすべてが当該証券業者の口座から当該方法により当該特定口座に振り替えられることを約するものをいいます。

(注 2) 証券業者から返還された上場株式等は、貸し付けた際に管理されていた取得日及び取得価額で特定口座に受け入れることとなります。

(3) 新たな「特例上場株式等（いわゆるタンス株）の特定口座への保管の委託に関する特例措置」の創設

平成15・16年度の税制改正により、平成15年4月1日から平成16年12月31日まで（公募株式等証券投資信託の受益証券等にあつては、平成16年4月1日から平成17年9月30日まで）の間は、特定口座を開設する居住者等が有する上場株式等で証券業者等に開設されているその居住者等の有価証券の保管の委託に係る口座に保管の委託がされていないもの（いわゆるタンス株）を特定口座に受け入れることができることとする特例措置が講じられていたところですが（平成14年改正措令附則

14の3・旧平成16年改正措令附則10）、平成17年度の税制改正では、平成21年6月までの一定の日の上場会社の株券が一斉に電子化されること（いわゆる株券のペーパーレス化）も考慮し、この特例措置については、平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間に、実際の取得日及び取得価額で特定口座に受け入れることができることとする新たな制度として講ずることとされました（平成17年改正措令附則11）。

この特定口座へのタンス株の受入れに関する特例措置の内容は、以下のとおりです。

① この特例の対象となる上場株式等の範囲

この特定口座に受け入れることができる上場株式等は、その特定口座を開設する居住者等が有する上場株式等のうち、証券業者等に開設されているその居住者等の有価証券の保管の委託に係る口座に保管の委託がされているもの以外のもの（以下「特例上場株式等」といいます。）とされています（平成17年改正措令附則11①）。

② 特例上場株式等の保管の委託の手続き

特例上場株式等の特定口座への受入れは、平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間に限られます（平成17年改正措令附則11①）。また、居住者等が特定口座に特例上場株式等の保管の委託をしようとする場合には、その居住者等は、次の事項を記載した特例上場株式等保管委託依頼書をその特定口座が開設されている証券業者等の営業所の長に提出しなければなりません（平成17年改正措令附則11②、平成17年改正措規附則5①）。

イ 特例上場株式等保管委託依頼書を提出する者の氏名、生年月日及び住所

ロ 特例上場株式等保管委託依頼書の提出先の証券業者等の営業所の名称及び所在地

ハ 特例上場株式等を特定口座に保管の委託をする旨

ニ 保管の委託をする特例上場株式等の種類、銘柄及び数

ホ 次に掲げる特例上場株式等の区分に応じそれぞれ次の事項

(イ) 下記③イの確認を受けようとする特例上場株式等…その特例上場株式等に係る下記④イの確認書類に記載されたその特例上場株式等の取得に要した金額及び取得の日並びにその特例上場株式等の取得価額とされるべき金額

(注) この「その特例上場株式等の取得価額とされるべき金額」は、その特例上場株式等が株式分割・併合、一定の会社合併・分割等により取得したもの（公募株式等投資信託の受益証券にあっては、特別分配金の支払を受けていたもの）である場合には、その取得の基因となった株式等の取得価額を所得税法施行令等の規定に準じて調整計算した金額となります（ロにおいて同じです。）。

(ロ) 下記③ロの確認を受けようとする特例上場株式等…その特例上場株式等に係る下記④ロの確認書類に記載されたその特例上場株式等の取得の日及びその特例上場株式等の取得価額とされるべき金額

へ その他参考となるべき事項

③ 特定口座に受け入れる特例上場株式等の取得価額及び取得日の判定

特定口座への特例上場株式等の受入れ後にその特例上場株式等と同一銘柄の上場株式等の譲渡をした場合において、その譲渡による所得の金額の計算上総収入金額から控除すべき売上原価又は取得費の額の計算の基礎となるその特例上場株式等の取得価額及びその特例上場株式等の取得の日の判定については、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次によることとされています（平成17年改正措令附則11③）。

イ 特例上場株式等の特定口座への受入れの際に、その特定口座を開設している証券業者等の営業所の長が、居住者等から提出を受けたその特例上場株式等の証券取引法に規定する取引報告書などの一定の確認書類（具体的には、下記④イに掲げる書類）によりその特例上場株式等の取得に要した金額及び取得の日

の確認をした場合

(イ) 取得価額…その確認がされた金額を基礎として一定の調整計算をした金額

(ロ) 取得の日…その確認がされた取得の日

ロ 特例上場株式等の特定口座への受入れの際に、その特定口座を開設している証券業者等の営業所の長が、居住者等から提出を受けたその特例上場株式等の株券又は投資証券の写しなどの一定の確認書類（具体的には、下記④ロに掲げる書類）によりその特例上場株式等の取得の日の確認をした場合（上記イに掲げる場合を除きます。）

(イ) 取得価額…その確認がされた取得の日におけるその特例上場株式等の価額（その取得の日の終値など、上場株式等の取得費の特例（措法37の11の2）によるみなし取得費の計算の基礎となる金額の算出方法に準じて算出したその取得の日における価額に相当する金額をいいます。）に相当する金額を基礎として一定の調整計算をした金額

(ロ) 取得の日…その確認がされた取得の日

(注) 上記イ及びロにより取得価額を計算する場合における「一定の調整計算をした金額」とは、その特例上場株式等が株式分割・併合、一定の会社合併、一定の会社分割、一定の株式交換・移転により取得したもの（公募株式等投資信託の受益証券にあっては、特別分配金の支払を受けていたもの）である場合に、その取得の基因となった株式等の取得価額を所得税法施行令等の規定に準じて調整計算した金額をいいます。

④ 確認書類の範囲

特例上場株式等の保管の委託をする場合に、その特定口座への受入れをする証券業者等に提出する上記③イ又はロの「一定の確認書類」は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次の書類とされています（平成17年改正措規附則5②③）。

イ 特例上場株式等の取得に要した金額及び取

得の日の確認を受ける場合（上記③イの場合）

(イ) 次に掲げるいずれかの書類のうち、その特例上場株式等保管委託依頼書を提出する者がその特例上場株式等の取得者とされているもの（平成17年改正措規附則5②一）

i その特例上場株式等につき作成された取引報告書、取引残高報告書、受渡計算書その他これらに相当する書類（その特例上場株式等の取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名その他の事項の記載があるものに限り。）

ii 顧客勘定元帳等の写し（その特例上場株式等の取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名その他の事項の記載があるものに限り。）

iii 払込みにより取得した特例上場株式等を発行した法人又はその法人の名義書換代理人若しくは名義書換事務受託者が作成した書類でその特例上場株式等の取得に要した金額及び取得の日を証するもの（その特例上場株式等の払込金額、払込年月日、銘柄、数、取得者の氏名その他の事項の記載があるものに限り。）

iv 上記 i から iii までに掲げるもののほか、証券業者等又は信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営む金融機関を含みます。）が作成した書類でその特例上場株式等の取得に要した金額及び取得の日を証するもの（その特例上場株式等の取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名その他の事項の記載があるものに限り。）

v その特例上場株式等の取得に係る売買契約書（その特例上場株式等の取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名その他の事項の記載があるものに限り。）の写し

vi その特例上場株式等の取得者がその特

例上場株式等の取得の際にその特例上場株式等の取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、その他の事項を記載した帳簿その他これに類する書類（日記帳や雑記帳等）又はその写しでその特例上場株式等保管委託依頼書の提出をする者がその者の住所及び氏名の記載をし、押印をしたもの（その提出の際にその特例上場株式等の受入れをする証券業者等がその書類の提示を受けてその書類の写しであることの確認をしたものに限り。）

(注) 上記 i から vi までに掲げる書類には、特定口座に保管の委託をしようとする特例上場株式等が、株式分割・併合、一定の会社合併、一定の会社分割、一定の株式交換・移転により取得したものである場合には、その取得の基因となった株式等の上記 i から vi までの書類が含まれます。次の(ロ) i の場合も同様です。

(ロ) また、その特例上場株式等が贈与、相続又は遺贈により取得したものである場合には、次の i 及び ii に掲げる書類（平成17年改正措規附則5②二）

i 上記(イ) i から vi までに掲げる書類のうち、その贈与に係る贈与をした者、その相続に係る被相続人又はその遺贈に係る包括遺贈者がその特例上場株式等の取得者とされているもの

ii その贈与に係る契約書、その相続に係る財産分割協議書（その相続に係るすべての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限り。）、その遺贈に係る遺言書その他これらに類する書類でその特例上場株式等に係る特例上場株式等保管委託依頼書を提出する者がその特例上場株式等を贈与、相続又は遺贈により取得したものであることを確認できるもの又はその写し

ロ 特例上場株式等の取得の日の確認を受ける

場合（上記③ロの場合）

(イ) 次に掲げるいずれかの書類のうち、その特例上場株式等保管委託依頼書を提出する者がその特例上場株式等の取得者とされているもの（平成17年改正措規附則5③一）

i その特例上場株式等の株券又は投資証券の写し

ii 上場株式等償還特約付社債（いわゆるEB債）の償還に関する事務の取扱いをした証券業者等が作成した書類でその償還により取得した特例上場株式等の取得の日を証するもの（その特例上場株式等の取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名その他の事項の記載があるものに限りま

す。）
iii その特例上場株式等を発行した法人又はその法人の名義書換代理人若しくは名義書換事務受託者が作成した書類でその特例上場株式等の取得の日を証するもの（その特例上場株式等の払込み又は名義書換の年月日、銘柄、数、取得者の氏名その他の事項の記載があるものに限られ、上記イ(i)iiiの書類に該当するものは除かれます。）

(注) 上記i及びiiiの書類については、平成17年3月31日までにその特例上場株式等の取得者への名義書換がされているものに限りま

す。次の(ロ)iの場合も同様です。
(ロ) また、その特例上場株式等が贈与、相続又は遺贈により取得したものである場合には、次のi及びiiに掲げる書類（平成17年改正措規附則5③二）

i 上記イiからiiiまでに掲げる書類のうち、その贈与に係る贈与をした者、その相続に係る被相続人又はその遺贈に係る包括遺贈者がその特例上場株式等の取得者とされているもの

ii その贈与に係る契約書、その相続に係る財産分割協議書（その相続に係るすべ

ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限ります。）、その遺贈に係る遺言書その他これらに類する書類でその特例上場株式等に係る特例上場株式等保管委託依頼書を提出する者がその特例上場株式等を贈与、相続又は遺贈により取得したものであることを確認できるもの又はその写し

⑤ 特定口座に受け入れた特例上場株式等の取得価額及び取得の日が実際のも

と異なっていた場合の処理
先に述べたように、特定口座に受け入れる特例上場株式等の取得価額及び取得日の判定は、上記③により行うこととされていますが、実際には、特定口座において処理された特例上場株式等の売上原価又は取得費の額の計算の基礎となる取得価額及び取得の日と上記③のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロの取得価額及び取得の日とが異なる場合もあるものと思われま

す。このような場合には、証券業者等は、原則として、特定口座への受入れの日に遡って、正しい取得価額及び取得日で所得金額の計算や源泉徴収税額・還付税額の計算・徴収等をやり直す必要があります。
しかしながら、今回の特例上場株式等の受入れの特例は、いわゆるタンス株といった基本的に証券業者等の管理外にあるものを対象とするものであり、かつ、投資家の選択により確認書類の種類が決定されるというものであることから、その受入れをする証券業者等が提出を受けた確認書類やその取得価額等が正しいものであるかどうかを判断すること等にはおのずと限界があります。こうした事情に配慮する観点から、その特定口座（源泉徴収選択口座）を開設する証券業者等の営業所の所在地の所轄税務署長がその特定口座において処理された特例上場株式等の取得価額等が上記③の取得価額等と異なっていることについてその営業所の長の責めに帰すべき理由があると認める場合を除き、その特定口座において計算された源泉徴収税額又は還

付税額は、その特例上場株式等を受け入れた際の上記③の取得価額及び取得の日を基礎として計算されたものとみなすこととされました。この結果、税務署長が個別にその営業所の長の責めに帰すべき理由があると認める場合を除き、証券業者等は、源泉徴収税額又は還付税額の再計算を要しないこととなります（平成17年改正措令附則11④）。

また、特定口座において処理された特例上場株式等の売上原価又は取得費の額の計算の基礎となる取得価額及び取得の日が上記③のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロの取得価額及び取得の日と異なる場合において、その異なることによりその特定口座を開設する居住者等の所得税の負担を減少させる結果となるときは、その特定口座については確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例（措法37の11の5）の適用はないものとされ、確定申告が必要となります（平成17年改正措令附則11⑤）。

(注) この申告不要制度の不適用の特例は、居住者等の所得税の負担を減少させる結果となる場合についてのみ定められており、所得税の負担が大きくなる場合については定められていません。これは、不適用の対象となるものが申告不要制度であることから、所得税の負担が大きくなる場合には、もともと自ら確定申告を行うことができるためです。

⑥ 特例上場株式等を受け入れた証券業者等の帳簿書類の整理保存

証券業者等の営業所の長は、特例上場株式等の受入れについて次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、各人別に、その受入れに関する事項を明らかにしておかなければならないこととされています（平成17年改正措令附則11⑥、平成17年改正措規附則5④）。

- イ 特例上場株式等を受け入れた年月日
 - ロ 受け入れた特例上場株式等の種類、銘柄及び数
 - ハ 特例上場株式等保管委託依頼書とともに提出を受けた確認書類の名称
 - ニ 上記ハの確認書類に記載された特例上場株式等の取得に要した金額及び取得の日
 - ホ 受け入れた特例上場株式等の取得価額及び取得の日につき上記③イ又はロのいずれによったかの別及びこれによりその特例上場株式等の取得価額とされた金額及びその取得の日
- また、証券業者等の営業所の長は、(a)その証券業者等の営業所の長が提出を受けた特例上場株式等保管委託依頼書及びその特例上場株式等保管委託依頼書に添付して提出された確認書類並びに(b)上記の帳簿を各人別に整理するとともに、この(a)の書類についてはその提出を受けた日、(b)の帳簿についてはその帳簿を閉鎖した日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされています（平成17年改正措規附則5⑤）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、個人が平成17年10月1日以後に行う上場株式等の譲渡について適用し、個人が平成17年9月30日以前に行った上場株式等の譲渡については、従前どおりとされます（改正法附則23）。
- (2) 上記2(2)の改正は、個人が平成17年4月1日以後に特定口座内保管上場株式等を証券業者に貸し付ける場合について適用されます（改正措令附則10）。
- (3) 上記2(3)の改正は、平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間に特例上場株式等を特定口座へ保管の委託をする場合について適用されます（改正措令附則11①）。

三 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の創設

1 制度創設の趣旨

個人の有する株式が無価値化した場合の損失は、所得の処分に当たるといふ考え方から、通常税制上の損失として取り扱わないこととされています。また、上場廃止となる場合に証券取引所が設定する一定の売却可能期間に譲渡することにより、無価値化による損失の発生を回避し、譲渡損失を実現させ譲渡益から控除することが可能となっています。しかしながら、一般の個人投資家は株式市場の情報を常に網羅的に把握しているわけではないものと考えられます。

平成17年度の税制改正では、「貯蓄から投資へ」という政策的要請の下、こうした一般の個人投資家の利便性の向上に配慮し、株式投資を促進する環境を整備する観点から、株主や取得価額の真正性を確認できるよう適正な執行のための担保が必要であることをも踏まえ、特定口座で管理されていた株式（引き続き証券業者等に保管の委託がされているものに限り、）について、発行会社の清算結了等により無価値化損失が生じた場合には、これを株式等の譲渡損失とみなす特例を創設することとしたものです。

2 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例制度の内容

(1) 制度の概要

この課税の特例は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）について、特定管理株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とされるその特定管理株式を発行した株式会社の清算結了等の一定の事実が発生したときは、その事実が発生したことはその特定管理株式の譲渡をしたことと、その損失の金額はその特定管理株式の譲渡し

たことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、所得税関係の法令の規定を適用することとするものです（措法37の10の2①）。

この特例により、特定管理株式が株式としての価値を失ったことによる損失は、特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として、株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上控除されることとなります。

(2) 特定管理株式の範囲

この特例の適用対象となる特定管理株式は、特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につき、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き特定管理口座において保管の委託がされている当該内国法人の株式とされています（措法37の10の2①）。

（注）上記の「特定口座内保管上場株式等」とは、特定口座に保管の委託がされている上場株式等をいいます（措法37の11の3①）。

(3) 特定管理口座の要件

特定管理口座は、この特例のほか、下記3で述べる「特定管理株式の譲渡に係る所得計算の特例」の適用を受けることのできる口座です。この特定管理口座は、次に掲げる要件を満たす口座をいうこととされています（措法37の10の2①、措規18の9の2①）。

- ① 特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につき、特定口座から移管される当該内国法人の株式のみが保管の委託がされる口座であること。
- ② 証券業者等の営業所の長に特定管理口座開設届出書を提出して、その証券業者等との間で締結した上記①の内国法人の株式の保管の委託に

係る契約に基づき設定される口座であること。

(注) 上記の「契約」は、上記の内国法人の株式の譲渡は証券業者等への売委託の方法又は証券業者等に対してする方法によることが定められているものに限られます。

この「特定管理口座開設届出書」は、特定管理口座を開設する場合には、証券業者等の営業所の長に対し、最初に上記①の内国法人の株式を特定管理口座に受け入れる時までに提出が必要とされているものであり、その記載事項は次のとおりとされています（措令25の8の2⑦、措規18の9の2④）。

イ 上記①の内国法人の株式を特定管理口座に保管の委託をする旨

ロ 提出者の氏名、生年月日及び住所

(注) 国内に住所がない場合には、国内に居所地を有する個人についてはその居所地を、それ以外の国内に恒久的施設を有する非居住者については国内において行う事業に係る事務所、事業所等のうち主たるものの所在地を、それぞれ記載します。

ハ 提出先の証券業者等の営業所の名称及び所在地

ニ 開設する特定管理口座の名称

ホ 下記(4)に掲げる事実の発生又は特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額につき、この特例又は下記3の譲渡に係る所得計算の特例の適用を受ける旨

ヘ その他参考となるべき事項

(4) 特定管理株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じたものとされる一定の事実

特定管理株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じたものとされる一定の事実の発生とは、次のいずれかの事実の発生とされています（措法37の10の2①一・二、措令25の8の2②）。

① 特定管理株式を発行した株式会社（以下「特定株式会社」といいます。）が解散（合併によ

る解散を除きます。）をし、その清算が終了したこと。

(注) 清算が終了したことは、通常清算又は特別清算が終了したことをいいます。

② 特定株式会社が破産手続開始の決定を受けたこと。

③ 特定株式会社がその発行済株式の全部を無償で消却することを定めた更生計画認可の決定を受け、当該消却をしたこと。

④ 特定株式会社がその発行済株式の全部を無償で消却することを定めた再生計画認可の決定を受け、当該消却をしたこと。

⑤ 特定株式会社が預金保険法の特別危機管理開始決定を受けたこと（いわゆる銀行の国有化）。

(5) 特定管理株式が株式としての価値を失ったことによる損失の金額

特定管理株式が株式としての価値を失ったことによる損失の金額は、下記3(3)①の方法によりその特定管理株式の1株当たりの金額に相当する金額を算出した場合におけるその金額に、上記(4)に掲げる事実の発生の直前において有するその特定管理株式の数を乗じて計算した金額とすることとされています（措法37の10の2①、措令25の8の2①）。

(6) 確定申告書への記載及び明細書等の添付要件

この特例の適用を受けようとする居住者等は、上記(4)に掲げる事実が発生した日の属する年分の確定申告書に、その特例の適用を受けようとする旨を記載し、かつ、次に掲げる書類を添付しなければなりません（措法37の10の2③、措令25の8の2⑥、措規18の9の2③）。なお、この場合には、この確定申告書への記載及び明細書等の添付要件等については、宥恕規定が設けられています（措法37の10の2④）。

① 上記(4)に掲げる事実の発生に係る特定管理株式（以下「価値喪失株式」といいます。）につき証券業者等の営業所の長から交付を受けたその事実が発生したことの確認をした旨を証する

書類で、次に掲げる事項の記載があるもの。

イ その事実が発生した日

ロ その価値喪失株式に係る上記(5)の1株当たりの金額に相当する金額及びその価値喪失株式の数

ハ その者の氏名及び住所

(注) 国内に住所がない場合の記載については、上記(3)②ロの(注)と同様です。

② 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書

(注) 価値喪失株式とそれ以外の株式等との別に、価値喪失株式に係る上記(5)の損失の金額及び租税特別措置法施行規則第18条の9第1項の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細の記載があるものに限りま

3 特定管理株式の譲渡に係る所得計算の特例制度の内容

(1) 制度の概要

この特例は、居住者等が、特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡をした場合には、それぞれの特定管理口座ごとに、その特定管理口座に係る特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とその特定管理株式以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの所得の金額の計算を行うこととするものです（措法37の10の2②、措令25の8の2④）。

(2) 特定管理株式の譲渡の範囲

この特例の対象となる特定管理株式の「譲渡」の範囲は、株式等の一般的な譲渡のほかに、株式等につき会社の合併・分割型分割、減資、財余財産の分配、株式の消却、法人からの退社・脱退などの事由が生じたことによりその株式等の譲渡の対価とみなされる金額が生ずる場合（措法37の10③・④）におけるこれらの事由によるその株式等のその譲渡の対価の額とみなされる金額に対応する部分の権利の移転又は消滅も含まれますが、実

際にこの特例の対象とされる譲渡は上記2(3)②の(注)の方法により行われるものに限られます。

(3) 所得金額の計算の基礎となる取得費等の計算方法等

① 特定管理株式を譲渡した場合の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算は、他の株式等の譲渡による所得の金額と区分して、個々の特定管理口座ごとに行うこととされており、その計算を行う場合において特定管理口座外に特定管理株式と同一銘柄の株式を所有しているときには、それぞれその銘柄が異なるものとして取得価額及び取得費等の計算を行うこととされています（措令25の8の2④）。

また、特定管理株式の譲渡と特定管理株式以外の株式等の譲渡に共通する必要経費がある場合には、その共通の必要経費の額は、それぞれこれらの譲渡による事業所得又は雑所得を生ずべき業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準（収入金額按分など）により配分してその所得の金額を計算することとされています（措令25の8の2⑤、措規18の9の2②）。

② 特定管理株式の全部又は一部の払出し（振替によるものを含み、譲渡によるものを除きます。）が行われた場合のその払出し先（特定管理口座外）において、その払出し後に、その払出しがされた特定管理株式と同一銘柄の株式を譲渡した場合におけるその譲渡をした同一銘柄の株式の売上原価又は取得費の額の計算及びその譲渡をした同一銘柄の株式の所有期間の判定については、次によることとされています。

イ 取得費等の計算方法

取得費等の額の計算に当たっては、その払出しがされた株式は、その払出しの時に特定管理口座において特定管理株式が譲渡されたとした場合に上記①の方法によりその特定管理株式の取得費等の額として計算される金額により取得されたものとされます（措令25の8の2⑨一）。

なお、この取扱いは、あくまでも取得費等の額の計算上の取扱いであるので、その払出し先の特管理口座外の取引においてその払出しがされた株式と同一銘柄の株式の譲渡が既に行われていた場合において、次の口により判定したその払出しがされた株式の取得の日よりも古い場合であっても、その既に行われていた譲渡にまで遡って取得費等の再計算を行うことはしません。

ロ 所有期間の判定方法

所有期間の判定に当たっては、その払出しがされた株式は、その払出しの時に特定管理口座において先入先出法により判定した場合のその株式の取得の日に取得されたものとされます（措令25の8の2⑨二）。

（注）このほか、この判定は、いわゆるエンジェル税制（措法37の13の3①）における取得の日に関する規定についても適用することとされています。

4 特定管理口座に関する手続等

上記のほか、特定管理口座に関する取扱いや義務について、次のような規定が設けられています。

(1) 証券業者等における特定管理株式の譲渡又は払出しがあった場合の通知義務

証券業者等は、特定管理口座を開設している居住者等に対し、次に掲げる場合の区分に応じ、特定管理株式の銘柄ごとに区分してそれぞれ次の事項を書面により通知をしなければならないこととされています（措令25の8の2⑧、措規18の9の2⑤）。

- ① 特定管理株式の譲渡があった場合…その譲渡があった日及び株数、その譲渡に係る収入金額、取得費等の額（上記3(3)①の方法により計算した金額）その他一定の事項
- ② 特定管理株式の全部又は一部の払出し（振替によるものを含み、譲渡に係るものを除きます。）があった場合…その払出しがあった日、取得費等の額（その払出しの時を譲渡の時とみなして上記3(3)①の方法により計算した金額）、

取得日（先入先出法によった場合の取得の日）及びその取得日ごとの株数その他一定の事項

(2) 証券業者等において営業譲渡等があった場合の取扱い

営業譲渡、事業の全部若しくは一部の譲渡、合併、分割又は証券業者等の営業所の新設・廃止により、居住者等が証券業者等の営業所（移転前の営業所）に開設している特定管理口座の事務の全部が、他の証券業者等の営業所又は同一証券業者等の他の営業所（移管先の営業所）に移管された場合には、移管前の営業所の長がした特定管理口座開設届出書の受理等の手続は、移管先の営業所の長がしたものとみなされて、引き続きこの特例等が適用されます（措令25の8の3）。

(3) 証券業者等の営業所における特定管理口座に関する帳簿書類の整理保存義務

- ① 証券業者等の営業所の長は、特定管理口座に係る特定管理株式につき帳簿を備え、各人別に、その特定管理株式の保管、受入れ及び譲渡（譲渡以外の払出しを含みます。）に関する事項を明らかにし、その帳簿をその閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされています（措令25の8の4①、措規18の9の3①一）。
- ② 証券業者等の営業所の長は、上記(1)の通知をしたときは、その通知事項につき帳簿を備え、各人別に、その事績を明らかにし、その帳簿をその閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされています（措令25の8の4②、措規18の9の3①一）。
- ③ 証券業者等の営業所の長は、特定管理口座開設届出書を受理した場合には、その届出書をその提出があった日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされています（措令25の8の4③、措規18の9の3①二）。
- ④ 証券業者等の営業所の長は、上記2(6)①の書類（以下「証明書」といいます。）を作成した場合には、その証明書の写し及びその証明書に

記載された上記 2(4)に掲げる事実の発生を確認した書類を、その証明書を居住者等に交付した日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされています（措令25の8の4③、措規18の9の3①三）。

5 適用関係

上記の改正は、平成17年4月1日以後に特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった特定管理株式について適用されます（改正法附則22）。

四 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、次に掲げる取引をし、かつ、これらの取引（以下「先物取引」といいます。）の区分に応じそれぞれ次の決済（以下「差金等決済」といいます。）をした場合には、その差金等決済に係るその先物取引による事業所得及び雑所得については、他の所得と区分し、その年中の先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」といいます。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額をいいますが、所得控除の適用がある場合には、その適用後の金額）の15%（他に個人住民税5%）に相当する金額の所得税を課することとされています。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その損失の金額は生じなかったものとみなすこととされています（旧措法41の14①）。
- ① 平成13年4月1日以後に行う商品取引所法第2条第8項に規定する先物取引（以下「商品先物取引」といいます。）…商品先物取引の決済（その商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除きます。）
- ② 平成16年1月1日以後に行う証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引、同条第21項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第22項に規定する有価証券オプション取引（以下「有価証券先物取引等」とい

ます。）…有価証券先物取引等の決済（その有価証券先物取引等に係る有価証券の受渡しが行われることとなるものを除きます。）

- (2) 先物取引の差金等決済をする者（公共法人等を除きます。(3)において同じです。)は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、居所地等。以下同じです。）を、その差金等決済に係る先物取引の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次の者（以下「商品取引員等」といいます。）に告知しなければならないこととされています。この場合において、先物取引の差金等決済をする者は、商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書等の書類を提示しなければならないこととされ、その商品取引員等は、その告知された氏名又は名称及び住所をその書類により確認しなければならないものとされています（旧措法41の14③）。
- ① 委託により商品先物取引をした場合…その商品先物取引の委託を受けた商品取引員の営業所等の長（商品先物取引の委託の取次ぎによりその商品取引員にその商品先物取引の委託をした場合にあつては、その委託の取次ぎを引き受けた商品取引員の営業所等の長）
- ② 委託により有価証券先物取引等をした場合…その有価証券先物取引等の委託を受けた証券業者（証券会社及び外国証券会社をいいます。以下同じです。）の営業所の長（有価証券先物取引等の委託の取次ぎによりその証券業者にその有価証券先物取引等の委託をした

場合にあつては、その委託の取次ぎを引き受けた証券業者の営業所又は銀行若しくは協同組織金融機関の営業所の長)

- ③ 上記①及び②以外の場合…その商品先物取引をした商品取引所法第2条第9項に規定する商品市場を開設した同条第1項に規定する商品取引所の長
- (3) ただし、先物取引の差金等決済をする者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、次に掲げる先物取引の差金等決済につき上記(2)の告知をしたものとみなすこととされています（旧措令26の24②）。
- ① 商品先物取引の差金等決済をする者が、商品取引員と商品先物取引の委託に係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称及び住所を、その商品取引員のその商品先物取引に係る営業所等の長に（その商品先物取引を委託の取次ぎにより行った場合には、その委託の取次ぎを引き受けた商品取引員とその委託の取次ぎに係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称及び住所を、その商品取引員のその取次ぎに係る営業所等の長に）告知しているとき…これらの契約に基づき委託をする商品先物取引
- ② 有価証券先物取引等の差金等決済をする者が、証券業者と有価証券先物取引等の委託に係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称及び住所を、その証券業者のその有価証券先物取引等に係る営業所の長に（その有価証券先物取引等を委託の取次ぎにより行った場合には、その委託の取次ぎを引き受けた証券業者等とその委託の取次ぎに係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称及び住所を、その証券業者等のその取次ぎに係る営業所の長に）告知しているとき…これらの契約に基づき委託をする有価証券先物取引等
- ③ 商品先物取引の差金等決済をする者が、その商品先物取引に係る商品市場を開設している商品取引所に加入をする際、その者の氏名又は名称及び住所を、その商品取引所の長に

告知しているとき…その商品取引所の商品市場において行う商品先物取引

- (4) なお、商品取引員等は、適用期間内に居住者等が行った先物取引について差金等決済があった場合には、その居住者等の各人別に、その者の氏名及び住所、その差金等決済ごとの決済の方法、その差金等決済に係る先物取引の種類、数量及び対価の額又は約定価格等その他一定の事項を記載した「先物取引に関する調書」を、その先物取引の差金等決済があった日の属する月の翌月末日までに、その商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（旧措法41の14④）。

2 改正の内容

外国為替証拠金取引に基づく被害の拡大を防止する観点から、外国為替証拠金取引やこれに類似する取引を取り扱う業者を金融先物取引業者の定義に含め規制対象とすること等を内容とする「金融先物取引法の一部を改正する法律（平成16年法律第159号）」が制定され、平成17年7月1日から施行することとされています。現在個人投資家を中心に行なわれている外国為替証拠金取引については、上記の改正を踏まえ、東京金融先物取引所への上場が予定されています。

平成17年度の税制改正では、こうした金融先物取引法の改正を踏まえ、また、金融所得課税の一体化・簡素化に向けた取組みを進める観点から課税方式の均衡化を図る措置として、先物取引に係る雑所得等の課税の特例について、その適用対象に、金融先物取引法の取引所金融先物取引の差金等決済に係る雑所得等を追加することとされました。

この金融先物取引法の取引所金融先物取引の差金等決済に係る雑所得等の課税の特例の内容については、次のとおりです。

- (1) 居住者等が、平成17年7月1日以後に金融先物取引法第2条第2項に規定する取引所金融先物取引（以下「金融先物取引」といいます。）をし、かつ、金融先物取引の決済（その金融先

物取引に係る通貨等の受渡しが行われることとなるものを除きます。以下「差金等決済」といいます。）をした場合には、その差金等決済に係るその金融先物取引による事業所得及び雑所得については、この課税の特例制度の対象とされました（措法41の14①三）。

(注) 取引所金融先物取引は、金融先物市場において行われる通貨等先物取引、金利等先物取引及び金融オプション取引をいいます（金融先物取引法2②）。

(2) 金融先物取引の差金等決済に係る事業所得及び雑所得がこの課税の特例制度の対象とされたことに伴い、委託により金融先物取引をした場合には、その金融先物取引の差金等決済をする者は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所をその金融先物取引の委託を受けた金融先物取引法第2条第12項に規定する金融先物取引業者の営業所又は事務所（以下「営業所等」といいます。）の長（金融先物取引の委託の取次ぎによりその金融先物取引業者にその金融先物取引の委託をした場合にあっては、その委託の取次ぎを引き受けた金融先物取引業者の営業所等の長）に告知しなければならないこととされました。この場合において、金融先物取引の差金等決済をする者は、その金融先物取引業者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他一定の書類を提示しなければならないこととされ、その金融先物取引業者は、その告知された氏名又は名称及び住所をその書類により確認しなければならないものとされています（措法41の14③三）。

(3) ただし、金融先物取引の差金等決済をする者が、金融先物取引業者と金融先物取引の委託に

係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称及び住所を、その金融先物取引業者のその金融先物取引に係る営業所等の長に（その金融先物取引を委託の取次ぎにより行った場合には、その委託の取次ぎを引き受けた金融先物取引業者とその委託の取次ぎに係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称及び住所を、その金融先物取引業者のその取次ぎに係る営業所等の長に）告知しているときは、これらの契約に基づき委託をする金融先物取引に係る差金等決済について上記(2)の告知をしたものとみなすこととされています（措令26の24②三）。

(4) なお、金融先物取引業者は、居住者等が行った金融先物取引について差金等決済があった場合には、その居住者等の各人別に、その者の氏名及び住所、その差金等決済ごとの決済の方法、その差金等決済に係る金融先物取引の種類、数量及び対価の額又は約定数値その他一定の事項を記載した「先物取引に関する調書」を、その金融先物取引の差金等決済があった日の属する月の翌月末日までに、その金融先物取引業者の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（措法41の14④）。

(注) 「先物取引に関する調書」の税務署長への提出の特例（措法41の14⑤）の改正（光ディスクによる提出）については、「所得税関係のその他の改正」の「七 支払調書及び源泉徴収票の提出方法の拡充」の項をご参照ください。

3 適用関係

上記の改正は、個人が平成17年7月1日以後に行う金融先物取引に係る差金等決済について適用されます（改正法附則28①、改正措令附則14）。

五 定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収制度等の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 利子所得とされていない金融類似商品に係る

収益については、国民の金融資産の選択に対して税制の中立性を確保し、利子課税との権衡を図る観点から、居住者及び内国法人をはじめす

すべての者に対して国内において次に掲げる定期積金の給付補てん金等の支払をする者は、その支払の際、15%（他に個人住民税5%）の税率により所得税を源泉徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに国に納付しなければならないこととされています（旧所法174三～八、209の2、209の3、212①・③、213①三・②一）。

- ① 定期積金の給付補てん金
 - ② 相互掛金の給付補てん金
 - ③ 抵当証券に基づき締結されたその債権の元本及び利息の支払等に関する事項を含む一定の契約により支払われる利息（いわゆる抵当証券の利息）
 - ④ 金その他の貴金属等の売戻条件付売買による利益
 - ⑤ 外貨建預貯金でその元本と利子をあらかじめ約定した率により邦貨換算して支払うこととされているものの差益
 - ⑥ 生命保険契約又は損害保険契約（これらに類する共済契約を含みます。）で保険料又は掛金を一時に又はこれに準ずる一定の方法で支払うこととされているもののうち、保険期間又は共済期間が5年以下のもの及び保険期間又は共済期間が5年以内に解約されたものに基づく差益
- (2) 国内において上記(1)の定期積金の給付補てん金等の支払をする者は、その支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに支払調書を税務署長に提出しなければならないこととされています（所法225①三・八）。
- (3) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が国内において支払を受けるべき上記(1)の定期積金の給付補てん金等については、利子所得と同様に、その支払を受けるべき金額に対し15%（他に個人住民税5%）の税率により他の所得と分離して所得税を課税することとされています（措法41の10①）。なお、これらの者に支払う給付補てん金等については、このように源泉分離課税とされていることから、上記(2)の支

払調書の提出は要しないこととされています（措法41の10③）。

2 改正の内容

上記1(1)⑤の差益は、外貨建預貯金の預入と同時に外国為替の先物予約を締結することにより解約時における元本及び利息をその約定した率により邦貨に換算して支払うことが確約されている外貨建預貯金の為替差益であり、元本及び利息の受取邦貨額が預入時に確定される収益であることから利子所得と同様の課税とされているものですが、この対象となる外貨建預貯金は邦貨に換算して支払うものに限られており、外貨に換算して支払うものは対象外とされていました。

平成17年度の税制改正では、金融類似商品間における税制の中立性を確保し、また、金融所得課税の一体化・簡素化に向けた取組みを進める観点から課税方式の均衡化を図る措置として、定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収制度等の適用対象に、外貨建預貯金でその元本と利子をあらかじめ約定した率により他の外貨に換算して支払うこととされているものの差益を加えることとされました（所法174七）。

この「外貨建預貯金でその元本と利子をあらかじめ約定した率により他の外貨に換算して支払うこととされているものの差益」は、具体的には、「その元本についてあらかじめ約定した率により当該他の外国通貨に換算して支払うこととされている金額」から「その元本についてその外貨建預貯金の預入の日における外国為替の売買相場により当該他の外国通貨に換算した金額」を控除した残額につき、「当該他の外国通貨に換算して支払うこととされている時における外国為替の売買相場により本邦通貨に換算した金額」に相当する金額となります（所令298④二）。

3 適用関係

上記の改正は、平成18年1月1日以後に預入をする預貯金で同日以後に支払を受けるべき差益について適用されます（改正法附則7）。

六 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合の みなし配当課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

証券取引所に上場されている株式又は店頭売買登録銘柄として登録された株式を発行した株式会社（以下「上場会社等」といいます。）が、平成7年11月17日から平成17年3月31日までの期間内に、証券取引法に規定する公開買付けにより自己の株式の取得を行った場合において、その公開買付けに応じて行うその上場会社等の株式の譲渡の対価として交付を受ける金銭の額がその上場会社等の資本等の金額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分を超えるときにおけるその超える部分の金額については、自己の株式の取得の

場合のみなし配当課税（所法25①五）を行わず、株式の譲渡による所得として課税することとされています（措法9の6）。

2 改正の内容

昨年、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正により、銀行の株式保有限度額規制（Tier 1規制）の適用期日が平成18年9月まで2年延長されたことを踏まえ、引き続き株式市場の活性化を図る観点から、この特例の適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました（措法9の6）。

七 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の 課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 投資リスクの高い、創業期のベンチャー企業に対する個人投資家による資金供給を支援する観点から、一定の株式会社（特定中小会社）が発行する一定の株式（特定株式）について、次の特例措置（いわゆるエンジェル税制）が講じられています。

① 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等

平成15年4月1日以後に、特定中小会社の設立の際等に発行された特定株式を払込み（その株式の発行に際してするものに限ります。以下同じです。）により取得（ストックオプションの行使による経済的利益の非課税の特例の適用を受けるものを除きます。以下同じです。）をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、その特定株式を払込みにより取得をした場合にお

ける株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例の適用については、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中にその払込みにより取得をした特定株式（その年12月31日において有するものとして一定のものに限ります。）の取得に要した金額の合計額（この特例の適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額がその合計額に満たない場合には、その適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額に相当する金額）を控除することとされています（措法37の13）。

(注) この控除の適用を受けた場合には、その適用を受けた日の翌年以後、その適用を受けた特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額を圧縮することとされています。

② 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等

イ 特定中小会社の特定株式を払込みにより取得をした居住者等について、その取得の日か

らその特定中小会社の株式の上場等の日の前日までの間に、その特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とされる清算結了等の一定の事実が発生したときは、その損失の金額とされる一定の金額は、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされます（措法37の13の2①）。

ロ 特定中小会社の特定株式を払込みにより取得をした居住者等が、その取得の日からその特定中小会社の株式の上場等の日の前日までの間にその特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額のうち、その譲渡をした日の属する年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額を有するときは、一定の要件の下で、そのなお控除しきれない金額について、その年の翌年以後3年内の各年分の株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を認めることとされています（措法37の13の2④）。

③ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例

特定中小会社の特定株式を平成12年4月1日から平成17年3月31日までの間に払込みにより取得をした居住者等が、その譲渡の日において引き続き3年を超えて所有していたその特定株式の譲渡をした場合には、一定の要件の下で、その譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額を2分の1に相当する金額とすることとされています（旧措法37の13の3）。

(2) 上記(1)の各特例の適用対象となる特定中小会社及び特定株式は、次のとおりとされていました。

① 特定中小会社の意義

「特定中小会社」とは、次に掲げる株式会社をいいます（措法37の13①）。

イ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（以下「中小創造法」といいます。）

第7条の2に規定する特定中小企業者に該当する株式会社（旧措法37の13①一）

この特定中小企業者とは、中小企業者で次に掲げる要件に該当するものとされていました（中小創造法、同法施行令、同法施行規則等）。

(イ) 中小創造法第2条第3項第3号に規定する特定中小企業者で次のいずれかに該当するものであること。

i 設立（合併又は分割による設立を除きます。以下同じです。）の日以後5年を経過していない法人で前事業年度において試験研究費及び新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額の収入金額に対する割合が3%を超えるものであること。

ii 設立の日以後5年を経過し10年を経過していない法人で前事業年度において試験研究費及び新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額の収入金額に対する割合が5%を超えるものであること。

iii 設立の日以後1年を経過していない法人で常勤の研究者の数が2人以上であり、かつ、その研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が10%以上であること。

(ロ) 株式会社であること。

(ハ) 個人（その特定株式がストックオプションの行使により取得をしたものである場合には、ストックオプション税制により経済的利益の非課税の特例の適用を受ける者及びその相続人を除きます。）からの金銭による払込み（新株予約権付社債等の権利行使に係る代用払込みを除きます。）を受けて新株を発行するときに、その新株の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約を締結する会社

- であること。
- (ニ) 株主グループ（株主の1人及びその株主の同族関係者をいいます。）以外の者が有する株式の合計数が、投資を受けた時点において、発行済株式の総数の6分の1以上の会社であること。
 - (ホ) 上場株式又は店頭売買登録銘柄として登録された株式を発行する会社でないこと。
 - (ヘ) 一定の大規模法人の所有に属している会社でないこと。
 - (ト) 風俗営業等を行うものでないこと。
- ロ 内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当するものとして次の要件を満たす株式会社（措法37の13①二、措規18の15⑤⑥）
- (イ) 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であり、かつ、次の(a)又は(b)の会社以外の会社であること。
 - (a) その発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が同一の大規模法人（資本若しくは出資の金額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。以下同じです。）及びその大規模法人と特殊の関係のある法人（次に掲げる会社をいいます。以下同じです。）の所有に属している会社
 - i その大規模法人が有する他の会社の株式の数又は出資の金額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社
 - ii その大規模法人及びこれとiの特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社
 - iii その大規模法人並びにこれとi及びiiの特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社
 - (b) (a)に掲げるもののほか、その発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人及びその大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社
 - (注) 上記(a)及び(b)の会社は、上記イ(ヘ)の「一定の大規模法人の所有に属している会社」と同義です。
 - (ロ) その設立の日以後10年を経過していないこと。
 - (ハ) 証券取引所に上場されている株式又は店頭売買登録銘柄（株式で、証券業協会が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買値段を発表し、かつ、その株式の発行人に関する資料を公開するものとして登録したものをいいます。）として登録されている株式を発行する会社以外の会社であること。
 - (ニ) 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。
 - (ホ) 認定投資事業有限責任組合を通じ、その発行する特定株式を払込みにより取得をしようとする居住者等との間で投資契約を締結する会社であること。
- ハ 内国法人のうち、証券業協会の規則においてその事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式（いわゆるグリーンシート・エマージング区分）を発行する株式会社であって、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当するものとして次の要件を満たす株式会社（措法37の13①三、措規18の15⑦）
- (イ) 上記ロ(イ)から(ニ)までの要件
 - (ロ) 証券業協会の規則においてその株式を取り扱うことができるとされている証券業者（以下「取扱証券業者」といいます。）

を通じ、その発行する特定株式を払込みにより取得をしようとする居住者等との間で投資契約を締結する会社であること。

② 特定株式の意義

上記(1)の各特例の適用対象となる特定株式は、上記①の特定中小会社の区分に応じ、それぞれ次に掲げる株式とされています。

イ 上記①イの特定中小会社…その特定中小会社により発行される株式

ロ 上記①ロの特定中小会社…その特定中小会社により発行される株式で、投資事業有限責任組合契約によって成立する投資事業有限責任組合であってその組合がその株式を保有する特定中小会社に対して積極的な指導を行うことが確実であると見込まれるもの（いわゆるハンズオン型投資事業組合）として経済産業大臣の認定を受けたもの（以下「認定投資事業有限責任組合」といいます。）に係るその投資事業有限責任組合契約に従って取得をされるもの（措法37の13①二、措規18の15⑥）

(注) 「投資事業有限責任組合」とは、民法上の組合の形式をとりつつ、業務執行を行わない組合員が負う責任を出資額にとどめること（有限責任）を法的に担保することにより、幅広い投資家層による法人（外国法人を除きます。）及び事業を行う個人への資金供給の円滑化を図ることを目的とする「投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）」により設立される組合をいい、同法上、投資家（組合員）保護の観点から情報開示・外部監査等が、また債権者保護の観点から登記・名称使用制限等が義務付けられています。この投資事業有限責任組合のうちエンジェル税制の対象となるのは、経済産業省告示に定める手続に従って経済産業大臣の認定を受けたものです。

ハ 上記①ハの特定中小会社…その特定中小会社により発行される株式で、その株式の取扱

証券業者を通じて取得をされるもの（措法37の13①三）

(注) グリーンシート銘柄の株式については、銘柄ごとにその株式を取り扱うことができる証券業者を日本証券業協会が指定することとされていますので、エンジェル税制の適用に当たっても、その指定を受けた取扱証券業者を通じて取得する場合を対象にすることとしています。

③ 特例の適用を受けるために確定申告書に添付すべき書類等

上記(1)の各特例は、その適用を受けようとする年分の確定申告書に、これらの特例の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、次に掲げる書類の添付がある場合に限り、適用することとされています。

イ 上記①イの特定中小会社が発行した特定株式である場合

経済産業局長等が発行したその特定株式に係る基準日において(イ)及び(ロ)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(イ)に掲げる事項の記載があるものに限りです。）

(イ) その特定中小会社が中小創造法施行規則第1条各号に掲げる要件（上記①イの各要件）に該当するものであること。

(ロ) その居住者等によるその特定株式の取得が、その居住者等とその特定中小会社との間で締結された投資契約に基づき払込みによりされたものであること。

(ハ) その居住者等の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、居所等の一定の場所。以下同じです。）、払込みにより取得がされたその特定株式の数及び発行価額並びにその払い込んだ金額

(注) 「基準日」とは、次の区分に応じそれぞれ次の日をいいます（措規18の15④。以下同じです。）。

i 特定中小会社の設立の際に発行された特定株式 その特定中小会社の成立の日

- ii 特定中小会社の設立の日後に発行された特定株式 その特定株式の払込期日の翌日
 - ロ 上記①ロの特定中小会社が発行した特定株式である場合
 - (イ) その特定株式に係る認定投資事業有限責任組合のその特定株式に係る基準日において(a)及び(b)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類 ((c)に掲げる事項の記載があるものに限ります。)
 - (a) その特定中小会社が上記①ロの各要件に該当するものであること。
 - (b) その居住者等によるその特定株式の取得が、上記①ロ(ホ)の投資契約に従ってその認定投資事業有限責任組合を通じて払込みによりされたものであること。
 - (c) その居住者等の氏名及び住所、払込みにより取得がされたその特定株式の数及び発行価額並びにその払い込んだ金額
 - (ロ) その認定投資事業有限責任組合が上記②ロの経済産業大臣の認定を受けたものであることを証する書類の写し
 - ハ 上記①ハの特定中小会社が発行した特定株式である場合
 - その特定株式に係る取扱証券業者のその特定株式に係る基準日において(イ)及び(ロ)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類 ((ハ)に掲げる事項の記載があるものに限ります。)
 - (イ) その特定中小会社が上記①ハの各要件に該当するものであること。
 - (ロ) その居住者等によるその特定株式の取得が、上記①ハ(ロ)の投資契約に従ってその取扱証券業者を通じて払込みによりされたものであること。
 - (ハ) その居住者等の氏名及び住所、払込みにより取得がされたその特定株式の数及び発行価額並びにその払い込んだ金額
- 上記のほか、その特定中小会社が発行したその居住者等が一定の者に該当しないことの確認をした旨を証する書類、特定中小会社から交付

を受けたその特定株式を払込みにより取得をした居住者等が有するその特定中小会社の株式のその取得の時以後の異動に関する事項の記載をした株式異動明細書、投資契約書の写し、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書等上記(1)の各特例の適用に係るその他の書類については、確定申告書への添付が必要です（措規18の15⑧二～七等）。

2 改正の内容

今回の具体的な改正の内容は、次のとおりです。

(1) 特定中小会社及び特定株式の範囲の拡充等

① 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の制定に伴い、中小創造法に係る措置に代わり、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に係る措置について、引き続き同様の措置を講ずることとされました。

この場合の「特定中小会社」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社をいい、特例の適用に係る要件等については、中小創造法の特定中小会社の特定株式の場合と同様です（措法37の13①一）。

(注) 具体的には、次に掲げる株式会社をいいます（措法37の13①）。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（措法37の13①一）

この特定新規中小企業者とは、中小企業者で次に掲げる要件に該当するものとされています（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律、同法施行令、同法施行規則等）。

(イ) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第3項に規定する新規中小企業者で次のいずれかに該当するものであること。

- i 設立（合併又は分割による設立を除きます。以下同じです。）の日以後5年を経過していない法人で前事業年度において試験研究費及び新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の

開始のために特別に支出される費用の合計額の収入金額に対する割合が3%を超えるものであること。

ii 設立の日以後5年を経過し10年を経過していない法人で前事業年度において試験研究費及び新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額の収入金額に対する割合が5%を超えるものであること。

iii 設立の日以後1年を経過していない法人で常勤の研究者の数が2人以上であり、かつ、その研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が10%以上であること。

(ロ) 株式会社であること。

(ハ) 個人（その特定株式がストックオプションの行使により取得をしたものである場合には、ストックオプション税制により経済的利益の非課税の特例の適用を受ける者及びその相続人を除きます。）からの金銭による払込み（新株予約権付社債等の権利行使に係る代用払込みを除きます。）を受けて新株を発行するときに、その新株の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約を締結する会社であること。

(ニ) 株主グループ（株主の1人及びその株主の同族関係者をいいます。）以外の者が有する株式の合計数が、投資を受けた時点において、発行済株式の総数の6分の1以上の会社であること。

(ホ) 上場株式又は店頭売買登録銘柄として登録された株式を発行する会社でないこと。

(ヘ) 一定の大規模法人の所有に属している会社でないこと。

(ト) 風俗営業等を行うものでないこと。

② 「地域再生法（平成17年法律第24号）」の制定に伴い、民間資金を活用した地域再生の推進に寄与する観点から、地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を

及ぼす事業を行う会社（特定地域再生事業会社）に対する投資について、税制面においてもこれを支援することとし、個人投資家による資金供給を促進するため、この特例措置の対象とするものです。

具体的には、この特例の対象となる特定中小会社の範囲に、同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている地域再生に資する事業を行う特定地域再生事業会社で一定の要件を満たす株式会社を追加することとされました（措法37の13④四）。

この場合の「特定中小会社」とは、内国法人のうち、地域再生法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている地域再生に資する事業を行う特定地域再生事業会社であって、中小企業者に該当するものとして次の要件を満たす株式会社をいいます（措法37の13④四、措規18の15⑧）。

イ 当該特定中小会社が次の地域再生法施行規則第6条各号に掲げる要件に該当するものであること。

(イ) 常時雇用する従業員の数が20人以上であること。

(ロ) 地域再生法の認定地域再生計画に記載されている事業を専ら行う株式会社であること。

(ハ) 地方公共団体が当該株式会社の発行済株式の総数の100分の5以上3分の1以下の株式を保有していること。

(ニ) 上場株式又は店頭売買登録銘柄として登録された株式を発行する会社でないこと。

(ホ) 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であり、かつ、次の(i)又は(ii)の会社以外の会社であること。

(i) 発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が同一の大規模法人（資本若しくは出資の金額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時雇用する従業員の数が千人を超え

る法人をいいます。以下同じです。）及びその大規模法人と特殊の関係のある法人（次に掲げる会社をいいます。以下同じです。）の所有に属している会社

(a) その大規模法人が有する他の会社の株式の数又は出資の金額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社

(b) その大規模法人及びこれと(a)の特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社

(c) その大規模法人並びにこれと(a)及び(b)の特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社

(ii) (i)に掲げるもののほか、その発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人及びその大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社

(v) 地域再生法に規定する事業に関する事項が記載されている認定地域再生計画について、同法の規定により地域再生計画の認定が取り消された場合における当該特定地域再生事業を行う株式会社でないこと。

(ト) 個人（その特定株式がストックオプションの行使により取得をしたものである場合には、ストックオプション税制により経済的利益の非課税の特例の適用を受ける者及びその相続人を除きます。）からの金銭による払込み（新株予約権付社債等の権利行使に係る代用払込みを除きます。）を受けて新株を発行するときに、その新株の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約を締結する株式

会社であること。

ロ 風俗営業等を行うものでないこと。

ハ その発行する特定株式を払込みにより取得をしようとする居住者等との間で投資契約（当該特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で地域再生法施行規則第6条第7号に規定する投資に関する契約をいいます。）を締結する会社であること。

（参考） 地域再生法の要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とすること（第1条関係）。

二 基本理念

地域再生の推進は、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本とし、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を最大限に活用した事業活動の活性化を図ることにより魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うこ

とを旨として、行われなければならないものとする（第2条関係）。

三 国の責務

国は、二に規定する基本理念にのっとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域再生に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする（第3条関係）。

第二 地域再生基本方針

一 政府は、地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「地域再生基本方針」という。）を定めなければならないものとする（第4条第1項関係）。

二 地域再生基本方針には、地域再生の意義及び目標に関する事項、地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、地域再生計画の認定に関する基本的な事項等について定めるものとする（第4条第2項関係）。

三 内閣総理大臣は、地域再生本部が作成した地域再生基本方針の案について閣議の決定を求めなければならないものとする（第4条第3項関係）。

第三 地域再生計画

一 地域再生計画の認定

1 地方公共団体は、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする（第5条第1項関係）。

2 地域再生計画には、地域再生計画の区域、地域再生計画の目標、当該目標を達成するために行う事業に関する事項等を記載するものとする（第5条第2項関係）。

3 2の地域再生計画の目標を達成するために行う事業に関する事項には、次に掲げる事項を記載することができるものとする（第5条第3項関係）。

すること（第5条第3項関係）。

(一) 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であって株式会社により行われるものに関する事項

(二) 地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のために行う事業であって、地域における交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道の二以上を総合的に整備するもの等に関する事項

(三) 地域における福祉、文化その他の地域再生に資する事業活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第2条第1項に規定する補助金をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業に関する事項

4 内閣総理大臣は、認定の申請があった地域再生計画が地域再生基本方針に適合する等の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする（第5条第4項関係）。

5 内閣総理大臣は、4の認定を行うに際し必要と認めるときは、地域再生本部に対し、意見を求めることができるものとする（第5条第5項関係）。

6 内閣総理大臣は、地域再生計画に3に掲げる事項が記載されている場合において、認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（以下単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならないものとする（第5条第6項関係）。

7 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から3月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならないものとする（第6条第1項関係）。

二 報告の徴収

1 内閣総理大臣は、認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の実施の状況について報告を求められるものとする（第8条第1項関係）。

2 関係行政機関の長は、認定地域再生計画に一の3に掲げる事項が記載されている場合には、認定地方公共団体に対し、一の3に規定する事業の実施の状況について報告を求められるものとする（第8条第2項関係）。

三 措置の要求

内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、認定地域再生計画に一の3に掲げる事項が記載されている場合において、一の3の(一)から(三)までに規定する事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができるものとする（第9条関係）。

四 認定の取消し

1 内閣総理大臣は、認定地域再生計画が一の4の基準に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定地域再生計画に一の3に掲げる事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならないものとする（第10条第1項関係）。

2 1の通知を受けた関係行政機関の長は、認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるものとする

（第10条第2項関係）。

3 2の場合のほか、関係行政機関の長は、認定地域再生計画に一の3に掲げる事項が記載されている場合には、認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるものとする（第10条第3項関係）。

五 認定地方公共団体への援助等

1 認定地方公共団体は、地域再生本部に対し、認定地域再生計画の実施を通じて得られた知見に基づき、当該認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、政府の地域再生に関する施策の改善についての提案をすることができるものとする（第11条第1項関係）。

2 地域再生本部は、1の提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該認定地方公共団体に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないものとする（第11条第2項関係）。

3 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならないものとする（第11条第3項関係）。

4 1から3までのほか、国及び認定地方公共団体は、当該認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする（第11条第4項関係）。

第四 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置

一 課税の特例

1 認定地域再生計画に記載されている一の3の(一)に規定する事業を行う株式会社であって地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の

要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（2において「特定地域再生事業会社」という。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする（第12条第1項関係）。

2 内閣総理大臣は、特定地域再生事業会社が1に規定する内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができるものとする（第12条第2項関係）。

二 地域再生基盤強化交付金の交付等

1 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定地域再生計画に一の3の(二)に掲げる事項が記載されている場合において、一の3の(二)に規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができるものとする（第13条第1項関係）。

2 1の交付金（以下「地域再生基盤強化交付金」という。）の種類は、次に掲げるとおりとし、それぞれに定める施設の整備に充てられるものとする（第13条第2項関係）。

(一) 道整備交付金 道路、農道又は林道であって政令で定めるもの

(二) 汚水処理施設整備交付金 下水道、集落排水施設又は浄化槽であって政令で定めるもの

(三) 港整備交付金 港湾施設又は漁港施設であって政令で定めるもの

3 地域再生基盤強化交付金を充てて行う施設の整備に要する費用については、道路法（昭和27年法律第180号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする

ること（第13条第3項関係）。

4 地域再生基盤強化交付金の交付の事務は、交付金の種類に応じ、政令で定める区分に従って農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣が行うものとする（第13条第4項関係）。

三 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき一の3の(三)に規定する事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすものとする（第14条関係）。

第五 地域再生本部

一 設置

地域再生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、地域再生本部（以下「本部」という。）を置くものとする（第15条関係）。

二 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする（第16条関係）。

1 地域再生基本方針の案の作成に関すること。

2 認定の申請がなされた地域再生計画についての意見に関すること。

3 認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施のための支援措置の推進に関すること。

4 2及び3までに掲げるもののほか、地域再生基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

5 1から4までに掲げるもののほか、地域再生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三 組織等

本部は、地域再生本部長、地域再生副本部長及び地域再生本部員をもって組織する

ものとし、これらの者について所要の規定を整備するものとする（第17条から第20条まで関係）。

四 資料の提出その他の協力

本部に対する資料提出その他の協力等について所要の規定を整備するものとする（第21条関係）。

五 事務

本部に関する事務は、内閣官房において処理するものとする（第22条関係）。

六 主任の大臣

本部に係る事項については、内閣法（昭和22年法律第5号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とするものとする（第23条関係）。

第六 施行期日等

一 この法律は、平成17年4月1日から施行するものとする（附則第1項関係）。

二 政府は、この法律の施行後7年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（附則第2項関係）。

三 内閣府設置法について所要の改正を行うものとする（附則第3項関係）。

③ 特例の適用を受けるために確定申告書に添付すべき書類等

上記①及び②の特定中小会社及び特定株式の範囲の拡充に伴い、上記1(1)の各特例の適用を受けるために確定申告書に添付すべき書類については、次の場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類を添付することとされています（措規18の15⑨一、18の15の2①一、④二、18の15の3③一）。

イ 上記①の特定中小会社が発行した特定株式である場合

その特定中小会社から交付を受けた経済産業大臣のその特定株式に係る基準日において(イ)及び(ロ)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(ハ)に掲げる事項の記載があるものに限ります。）

(イ) その特定中小会社が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第3条各号に掲げる要件（上記①イの各要件）に該当するものであること。

(ロ) その居住者等によるその特定株式の取得が、その居住者等とその特定中小会社との間で締結された投資契約に基づき払込みによりされたものであること。

(ハ) その居住者等の氏名及び住所、払込みにより取得がされたその特定株式の数及び発行価額並びにその払い込んだ金額

ロ 上記②の特定中小会社が発行した特定株式である場合

その特定中小会社から交付を受けた内閣総理大臣のその特定株式に係る基準日において(イ)及び(ロ)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(ハ)に掲げる事項の記載があるものに限ります。）

(イ) その特定中小会社が上記②イの各要件に該当するものであること。

(ロ) その居住者等によるその特定株式の取得が、上記②イ(ハ)の投資契約に従って払込みによりされたものであること。

(ハ) その居住者等の氏名及び住所、払込みにより取得がされたその特定株式の数及び発行価額並びにその払い込んだ金額

上記のほか、その特定中小会社が発行したその居住者等が一定の者に該当しないことの確認をした旨を証する書類、特定中小会社から交付を受けたその特定株式を払込みにより取得をした居住者等有するその特定中小会社の株式のその取得の時以後の異動に関する事項の記載をした株式異動明細書、投資契約書の写し、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書等上記1(1)の各特例の適用に係るその他の書類については、上記1(2)①の特定中小会社の特定株式の場合と同様に、確定申告書への添付が必要（措規18の15⑨二～七等）。

また、特例の適用対象者の範囲、各特例に係る各種金額の計算方法等上記1(1)の各特例の適

用に係るその他の要件等についても、上記 1 (2) ①の特定中小会社の特定株式の場合と同様です。

(2) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用期限の延長

特定中小会社の特定株式を平成12年4月1日から平成17年3月31日までの間に払込みにより取得をした居住者等が、その譲渡の日において引き続き3年を超えて所有していたその特定株式の譲渡（証券業者への売委託に基づくもの又は証券業者に対するものに限り、）をした場合には、一定の要件の下で、その譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額を2分の1に相当する金額とすることとされていましたが、引き続きベンチャー企業に対する投資の促進を図る観点から、この特例の適用期限が平成19年3月31日まで2年延長することとされました（措法37の13の3①）。

また、公開株式に係る2分の1課税の特例（旧措法37の10②）が廃止されたことに伴い、所要の規定の整備が行われました（旧措法37の13の3②）。

3 適用関係

- (1) 上記 2 (1)①の改正は、個人が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年4月13日）以後に払込みにより取得をする特定株式について適用され、個人が同日前に払込みにより取得をした特定株式については従前どおりとされています（改正法附則25①）。
- (2) 上記 2 (1)②の改正は、個人が平成17年4月1日以後に払込みにより取得をする特定株式について適用することとされています（改正法附則25②）。

八 公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止

1 改正前の制度の概要

- (1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成16年1月1日以後に株式等の譲渡をした場合におけるその株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得（以下「株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）については、所得税法の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中のその株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（各種所得控除後の株式等に係る譲渡所得等の金額をいいます。）の15%相当額の所得税（他に個人住民税5%）を課する（申告分離課税）こととされています（措法37の10①）。
- (2) また、公開株式等の譲渡（株式の上場等の日における所有期間が3年を超えるもので、上場等の日以後1年以内に行われる譲渡をいいます。）に係る株式等に係る譲渡所得等の金額に

ついては、課税標準とされる株式等に係る譲渡所得等の金額は、その2分の1相当額とされてきました（旧措法37の10②）。

- (3) なお、平成15年度の税制改正において、平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間に行う上場株式等の譲渡については、上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する優遇税率の特例（所得税7%、個人住民税3%）が適用され、上記(2)の公開株式に係る2分の1課税の特例は適用しないこととされてきました（旧措法37の11②）。

2 改正の内容

上記のとおり、「優遇税率の特例」の適用がある上場株式等については、租税特別措置の整理合理化の観点から、今回、適用停止とされている公開株式に係る2分の1課税の特例を廃止することとされました（旧措法37の10②）。